

第69回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年3月24日（金） 午後1時25分から午後3時
 開催場所 姫路市役所 10階 第3会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塙良幸	出席		
5	田摩仁志	出席		
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塙祐樹	出席		
11	萩原和好	出席	○	
12	高濱宏章	出席	○	
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塙正穂	欠席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 畑地転換届について
議案第6号 「令和5年度最適化目標の設定等」について
追加議案 農地改良（畑地転換等）の取扱いに関する要領の制定について
報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号 合意による解約等の通知について
報告第5号 畑地転換届について
報告第6号 県許可案件の許可状況について

(令和5年3月24日 午後1時25分)

議長 予定の方が揃われましたので、只今から、第69回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員18名中17名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、大塚委員より欠席の連絡を頂いております。
それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を萩原委員と高濱委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願ひします。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P2）を説明する。

〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が8件提出されております。

まず、1番です。

下手野三丁目の田1.52m²につきまして、西脇の[REDACTED]より「平成13年以前より、通路の一部として利用している」との申請です。

次に、2番です。

町田の畠155m²につきまして、青山三丁目の[REDACTED]より「昭和55年以前より竹林となっていたが、現在は一部を伐開並びに造成し、竹林及び露天駐車場となっている」との申請です。

3番です。

林田町上伊勢の畠30.4m²につきまして、龍野町二丁目の[REDACTED]より

「平成13年以前より、住宅敷地として利用している」との申請です。

4番です。

林田町下伊勢の畠46m²につきまして、林田町下伊勢の[REDACTED]より「平成6年以前より、素麺工場敷地の一部として利用され、現在は工場が取り壊され住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

5番です。

安富町植木野の田598m²につきまして、安富町植木野の[REDACTED]より「平成10年以前より、雑木林となっている」との申請です。

6番です。

安富町皆河の畠174m²につきまして、安富町皆河の[REDACTED]より「平成3年以前より、自宅敷地の一部として利用している」との申請です。

7番です。

豊富町御蔭の田342m²につきまして、豊富町豊富の[REDACTED]より「平成10年以前より、自宅敷地の一部として利用している」との申請です。

8番です。

船津町の田197m²につきまして、船津町の[REDACTED]より「昭和61年以前より、工場敷地として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願ひいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

・・・。

各委員

ないようですので、承認とすることによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

[農地法第3条の規定による許可申請について]

議案第3号（P3～P4）を説明する。

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。9番の案件でございますが、申請者から取下げがありましたので、削除をお願いいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、10件提出されております。

4番が市街化区域の案件であるほかは、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。1番から3番は今回許可されると下限面積を超える方の案件、4番以降が既に下限面積を超えている方の案件です。申請地は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」となっており、譲受人・借人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保しております。「通作距離」につきましては、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、それぞれの案件について概要をご説明いたします。

まず1番です。

花田町上原田の田2筆計1, 695m²につきまして、花田町上原田の[REDACTED]が、花田町上原田の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m²を超える4,151m²になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

次に2番3番です。

船津町の[REDACTED]が、船津町の田198m²につきましては、船津町の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請と、船津町の田1,788m²につきましては、同じく[REDACTED]より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000m²を超える3,395m²になる予定です。作付作物は「玉ねぎ、白菜、水稻」となっております。

4番です。

網干区津市場の畠280m²につきまして、網干区津市場の[REDACTED]が、たつの市の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、岡部さんの耕作面積は3,298m²になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

5番です。

西脇の畠222m²につきまして、刀出の[REDACTED]が、川西市の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は7,677m²になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

6番です。

林田町山田の田4筆計2, 892m²につきまして、林田町下伊勢の[REDACTED]が、林田町山田の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は40,018m²になる予定です。作付作物は「水稻、エゴマ」となっております。

7番です。

夢前町前之庄の畠103m²につきまして、夢前町前之庄の[REDACTED]が、弟である夢前町前之庄の[REDACTED]より「持分2分の1について贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。なお、申請地の共有者は譲受人の同居の母となっています。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は6,534m²になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

8番です。

夢前町前之庄の田721m²につきまして、夢前町前之庄の[REDACTED]が、夢前町前之庄の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は10,975m²になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

10番です。

別所町佐土新の田2筆計1, 797m²につきまして、御国野町国分寺の[REDACTED]が、名古屋市の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は71,043m²になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

11番です。

山田町牧野の田994m²につきまして、山田町牧野の[REDACTED]が、岡山市の[REDACTED]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されると、[REDACTED]の耕作面積は9,587m²になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願ひいたします。

議長 有難うございます。
何か、ご意見ご質問等ございますか。また、報告や補足説明等ございますか。

各委員 ・・・。

議長 10番の譲受人ですが、耕作面積が7万m²となりました。この方は、果樹を植える計画で農地を取得するけれども、一向に植樹をすることがなく、農業委員会として、令和4年2月24日に特別事情聴取させていただき営農意欲の確認を行った経緯があります。その後、果樹を植えたとの報告をいただき、その作付を確認しましたが、それ以降増えて行ってはおりません。地区協議会でも話が出まして、地区担当委員からは、本人に再度営農計画の確認に行くとのことでした。なお、所有地はきれいに耕起され、雑草は生えておらず、管理は行き届いております。まずは、地区担当委員の確認を待ちたいと思います。

その他、なにかございますか。

各委員 ・・・。

議長 特にない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。

それでは、次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号(P5)を説明する。

[農地法第4条の規定による許可申請について]

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、5件の申請が提出されております。

1番4番5番が調整区域の案件、2番3番が都市計画区域外の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

まず、1番です。

相野の田304m²につきまして、相野の[REDACTED]より「一般住宅、露天駐車場を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、公共施設である姫新線太市駅から至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積114.89m²の住宅1棟と露天駐車場2台分を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「融資」、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が手続中、現況は「畠」となっております。

次に、2番です。

安富町名坂の田3筆計3,059m²につきまして、安富町名坂の[REDACTED]より「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、太陽光パネル440枚、パワーコンディショナー9台、[REDACTED]の太陽光

発電設備を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、事業計画事前申請および景観条例が手続済で、現況は「田」となっております。

なおこの案件、[REDACTED] 小規模太陽光発電設備ではありますが、転用面積が 3,000 m² を超えており県農業会議の意見を聴く必要があることから、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当である」との意見となっております。

3番です。

安富町名坂の畠 4 筆計 1, 691 m² につきまして、安富町名坂の [REDACTED] より「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模 10 ha 未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、太陽光パネル 288 枚、パワーコンディショナー 9 台、[REDACTED] の太陽光発電設備を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、事業計画事前申請および景観条例が手続済で、現況は「畠」となっております。

4番 5番です。

四郷町本郷の田 3 筆計 1, 985 m² につきまして、白鳥台一丁目の [REDACTED] より「太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模 10 ha 未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、隣接雑種地と一体利用し、4番が太陽光パネル 340 枚、パワコン 7 台、[REDACTED]、5番が太陽光パネル 180 枚、パワコン 2 台、[REDACTED] の太陽光発電設備を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、現況は「田」となっております。

なおこの案件、転用面積が 1, 000 m² を超えており [REDACTED] のため、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当である」との意見となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいいたします。

議長

有難うございました。

それでは、2番と4番 5番について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しました。メンバーの萩原委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

萩原委員

報告します。

まず 2番です。鉄工団地の南側の田で、耕作放棄地ですが、聞けばぬかるんだ田で耕作しにくい土地であるとのことです。申請地の北側には以前に転用された既存の太陽光発電設備があり、転用は妥当であろうと判断しました。

4番 5番は、安富事務所の北の中国道の北側で、現況は田で作付けはされていませんが草刈りはされております。土地の形状としては曲がった形でパネル配置に無駄な空間が生じる形です。東側にはすでに太陽光発電に転用された田があり、転用は妥当であろうと判断しました。

以上です。

議長

はい、報告、ありがとうございました。

それでは、質疑応答、補足説明も含めまして、なにか、ございませんか。

各委員

・・・。

議長 ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当とします。

それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号（P6～P8）を説明する。

〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、12件の申請が提出されております。

2番が都市計画区域外の案件となっておりますほかは、いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

六角の田2筆計332.46m²につきまして、加古川市の[REDACTED]が、六角の[REDACTED]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建て、露天駐車場を設けたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模1.0ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積118.35m²の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が手続中となっております。現況は「田」となっております。

2番です。

夢前町置本の田582m²のうち228.04m²につきまして、夢前町置本の[REDACTED]が、夢前町置本の[REDACTED]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建て、露天駐車場を設けたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模1.0ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積110.96m²の住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては融資、現況は「田」となっております。

3番です。

別所町別所の畠5筆計437m²につきまして、仁豊野の[REDACTED]が、別所町別所の[REDACTED]より「譲り受けて、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、公共施設である別所ランプから至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、建設業等を営んでいる譲受人が、土砂一時保管場所として整備する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、現況は「畠」となっております。

4番から6番です。

御国野町深志野の田1,123m²及び飾東町唐端新の田3筆計2,835m²につきまして、神戸市の[REDACTED]が、御国野町深志野の[REDACTED]より「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模1.0ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、4

番が太陽光パネル224枚、パワコン9台、[REDACTED]、5番が太陽光パネル444枚、パワコン9台、[REDACTED]、6番が太陽光パネル224枚、パワコン9台、[REDACTED]の太陽光発電設備を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、現況は「田」となっております。

7番です。

飾東町佐良和の田664m²につきまして、飾東町北山の[REDACTED]が、飾東町北山の[REDACTED]より「使用貸借権で借り受けて、農家住宅を建て、露天駐車場、庭、露天農作業場を設けたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、床面積130.83m²の農家住宅を建築し、車3台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可不要証明が申請済となっております。現況は「田」となっております。

8番です。

飾東町塩崎の田300m²につきまして、香寺町香呂の[REDACTED]が、飾東町塩崎の[REDACTED]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建て、カーポートを設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模1.0ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積120.42m²の一般住宅を建築し、車2台分のカーポートを設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。現況は「畠」となっております。

9番です。

豊富町豊富の田3.7m²につきまして、豊富町豊富の[REDACTED]が、神戸市の[REDACTED]より「譲り受けて、進入路にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんの「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、道路の拡張工事に伴い、譲受人が経営する店舗が隣接地に移転することになり、そこへ入るための進入路として整備する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「畠」となっております。

10番です。

船津町の田448m²のうち321m²につきまして、加古郡播磨町の[REDACTED]が、母である船津町の[REDACTED]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上等必要な施設」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、床面積145.32m²の一般住宅を建築し、車2台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。現況は「田」となっております。

11番です。

香寺町相坂の田337m²につきまして、飾東町佐良和の[REDACTED]が、父である香寺町相坂の[REDACTED]より「使用貸借権で借り受けて、農家住宅を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模1.0ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積132.80m²の農家住宅を建築し、車3台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、融資、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可不要証明が申請済、道路法24条の規定による申請が許可済となつ

ております。現況は「田」となっております。

12番です。

香寺町中仁野の田4.6m²につきまして、香寺町中仁野の[]が、香寺町中仁野の[]より「譲り受けて、進入路の拡張をしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、自宅に入るための進入路の幅を拡張する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「田」となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願ひいたします。

議長

有難うございました。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

[]

議長

特にないようですので、採決したいと思います。許可相当とすることに賛成いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第6号「畑地転換届」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号(P9)を説明する。

[畑地転換届について]

畑地転換届について、地元農区・水利の同意書の添付のない届出が1件、提出されております。

調整区域の林田町中山下の田3筆計2,889m²につきまして、林田町下伊勢の[]より「湿田で作業効率が悪い田を畑地に転換し、畑作物の栽培により収益の向上を図る」との届出です。現況は「田」となっております。

この案件、「農区水利の同意書」が添付されておりませんが、それに代えて「畑地転換届における中山下水利代表・農区総代等の同意書を提出出来ない理由書」が添付されております。

その内容は追加資料のとおりですが、農区長に同意書を手渡したものの、「慎重に検討します」との答弁で、これまで同様同意はもらえないと判断し、地元住民から直接同意を求め、22戸のうち17戸の同意を得た、とのことです。

このことについて、金尾農区長の方から「新規の水田の畑地転換等届出書にかかる農区同意書について」の書面の提出がありました。

その内容は追加資料のとおりですが、これまでの経緯から慎重な対応が必要とのことで、本件申請地は水稻耕作が可能であり畑地転換等指導要領第2条第1項第2号「農地の現況土質、地形、水利等が耕作に適さず、畑地転換等がやむをえないと認められるものであること。」に当たらないとの主張で、3月26日の中山下決算総会時に協議したいのでそれまで審議を保留して欲しいこ

と、又、これまでの畑地転換事業により農道が広範囲に損傷していることからその改修工事が完了後に審議してほしい、との内容となっております。

北西部地区農政協議会におきましては、「これまでの畑地転換地においては畑地として造成され作付がなされており、今回の計画についても住民多数の同意もあり特に問題はない」との意見となっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議をお願いいたします。

議 長

有り難うございます。

この件に関しましては、1か所目と2か所目の畑地転換届を昨年7月に審議して以降、9月にかけて継続審議し結論を出してまいりました。また、3か所目の畑地転換については県の一時転用の許可申請として、1か所目と2か所目の追認案件もあわせて10月に審議し、県に送付していずれも県許可が下りることとなりました。いずれの申請においても農区長の同意書が得られない中、結論を出してまいったわけですが、今回4か所目の畑地転換に際し、これまでと同様に農区長の同意が得られない状況となっております。

まずは、地区担当の小林委員、補足説明等お願いできますか。

小林委員

北西部地区協議会でも協議していただき、これまでの経緯もありましたので、多くの意見が出たわけですが、金尾農区長からの書面にあります、3か所目の工事原因により農道が大きく広範囲に損傷とあります件については、私は申請人に直接なんとかせんといかんよと指摘し、本人から工事が終わり次第直します、と聞いています。自治会員個々からの同意書にも、現在進行中の事業終了次第当方の責任と負担に於いて原状回復を致します、と書かれています。

現在進行中の3か所目の畑地転換事業は、期限が3月31日に延長になりましたが、22日に地区協議会終了後事務局と現地確認したところ、来週月曜日にも完了するだろうと確認しています。皆さんのご判断をよろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

今回の畑地転換は4か所目になります。1か所目と2か所目は事務局から報告があったとおり、すでに作付がなされていました、あるいはマルチが張られいつでも作付ができる状態となっており、畑地転換事業は完了しています。また、畑の耕作についてその労働力が足らなくなるんじゃないかと指摘していましたが、今回の3条申請を見ますと従事者が外国人農業研修生3名を加え5人となっており、必要な労働力を確保されているようです。

3か所目の畑地転換が完了間際と聞きましたので、本日現地を見させてもらっています。金尾農区長とは以前話した中で、畑地転換するにせよ、転用するにせよ、農区、自治会の規定を定め、地域を守るためにリーダーシップを發揮して指導をしていくことも必要であるとお話ししたことがあります。聞くところによると農区、自治会の規定はこれまでなかったそうで、これから作っていくとおっしゃっていましたが、今回の件についても、造成するに際して、事前に、境界について、水路があれば泥揚敷はいくら確保するのか、こういったことを細かく指示していく、どこの農区でもされていると思いますが、地域の農地をその地域のルールで守っていく、そういうことがなされていないように思います。

今のところは、今日の現地調査を見ても、申請人の方は、申請どおりのことをなされているように思います。

3か所目の畑地転換については、今日現地確認してきましたが、まだ重機が入って、表土を戻している最終段階と見えましたが、本来この畑地転換が完了してから次の事業を始めるべきと思いますので、事務局の方から、必ず3月31日までに完了するよう指示してもらいます。

ほかに、なにかご意見ございますか。

各委員

・・・。

議長

それでは、ないようですので、今回の案件、北西部地区協議会の意見も踏まえて、承認することで、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認することとします。

次に、議案第6号「令和5年度最適化目標の設定等」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号（P9）を説明する。

〔令和5年度最適化目標の設定等について〕

議案第6号「令和5年度最適化目標の設定等について」の資料を、お手元にお配りしております。

各委員からのご意見等ございませんでしたので、内容としては事前に郵送させていただいたものと同じものとなってています。

内容については、1として、農業委員会の状況で3月1日時点の数値となっています。2の1として、最適化活動の目標で、（1）農地の集積、（2）遊休農地の解消、（3）新規参入の促進、2の2として、最適化活動を行う日数目標、活動強化月間の設定目標、新規参入相談会への参加目標となっております。この目標設定については、農林水産省が目標の数値基準が示されているため、この基準により作成したものとなっています。

令和5年度の最適化目標について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

・・・。

各委員

それでは、ご質問はないようですので、議案第6号について、承認することとよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

今日は、追加議案があります。

追加議案「農地改良の取扱いに関する要領の制定について」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

追加議案（別紙）を説明する。

〔農地改良の取扱いに関する要領の制定について〕

先月、今月と各地区農政協議会にてご協議いただき、ご意見をいただいた結果を反映させ、これまでの「畑地転換等指導要領」に代わり、新たに「農地改良の取扱いに関する要領」を制定したいと考えております。

改正のポイントをご説明します。

要領名につきましては、法制課の意見をいただいた結果、県通知において当該事業を「農地改良」と呼称していることから、これまでの「畑地転換等」から「農地改良」に揃えることとします。ただし、「畑地転換」の方がわかりやすいとの声を多くいただきましたので、届出書等においては「畑地転換等（農地改良）」とするなど「畑地転換」を引き続き使用していくこと

とします。

第2条関係につきましては、これまでの市独自の「目的制限、造成基準」を廃止し、農地改良に関する県通知に基づく「対象」を、取り扱うものとします。

第3条関係につきましては、届出書には、一時転用の場合に準じた書類の提出を求ることとしますが、その種類についてはこれまでと変更はありません。

第4条関係につきましては、確認についてですが、申請地の担当委員は、農地として適正に造成される計画であるかを調査・確認し、意見書を提出していただきます。委員会は、その意見書の結果を反映させながら、総会で議案として審議を行い、農地として適正に造成されると判断されたものについては、確認書を交付します。農地として適正に造成されないと判断される場合は、指導又は助言を行い、事業計画を是正させることとします。その際は、直接届出者に指導や助言をしていただくか、または、事務局に連絡していただければ事務局から申請人に連絡しますので、よろしくお願ひします。

第5条関係につきましては、他法令に基づく許認可が必要であるかを確認し、関係部署と連絡調整を行うことを明記します。

第7条関係につきましては、農地改良の違反行為が違反転用である場合は、違反転用事案として対処することを記載しています。

大きな変更のポイントとしては以上です。この内容につきましては、今月の各地区農政協議会において承認をいただいております。

なお、新たな要領は4月11日から施行するものとし、5月から審議いただく予定しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願ひいたします。

議長

有り難うございます。

昨年、畑地転換等指導要領について、これがきちんと守られているのか、繰り返し指摘を受ける事態がありました。現行の要領は昭和61年に施行されて以降そのまま継続して運用されてきているのですが、施行されて以降、国においても水田農業から、野菜や果樹等の高収益作物を適切に組み合わせて経営を行っていくことが重要とされるなど、農地を取り巻く時代背景も異なってきています。畑地転換に関し農地法等に明確な規定がない中、改めてその根拠とするべきものを整理し、今後の農地管理の適正化を図れる新たな要領を事務局に作るようお願いをしていました。先月からその案を示して説明をいただいており、すでに各地区協議会で協議いただいておるところでございますが、今一度お目通しをいただいた上で、ご質問等あれば伺いたいと思います。

なにか、ございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、今後はこの要領に従ってすすめさせていただくことでおろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、それでは4月11日から施行することとします。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議案審議を終わりまして、これより報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号(P10)を説明する。

[農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について]

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、2月にご審議いただきました新規農家1件の事情聴取を、3月1日に実施していただきました。当日は、本人が来庁され、担当委員より、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しております。

なお、2月にご審議いただいた案件のうち、安富町狭戸の田、畠12筆計11,364m²を購入した安富町狭戸の[]については、申請人の都合が合わず、調整の結果4月5日に改めて実施することとなりましたので、報告いたします。

議長

報告ありがとうございます。

それでは、事情聴取メンバーの高濱委員から発表をお願いします。

高濱委員

農地付き空き家を購入された方で、当日、本人とその奥さんが来所され、本人は神戸でインターネットの自営業をされているそうです。購入した農地で野菜や果樹をされたいとのことです。奥さんの方が昔から農業をやりたいと思っていて、インターネットでこの物件を見つけて、購入されたとのことです。農業を引き継ぐ人が少ない中で、農業に興味を持たれた方ということで、地域の慣行に従って頑張ってほしいと話しました。農業自体は初めてということで、農機具、鋤とか人力で始めるとのことですですが、将来的には農業機械を導入されたらと勧めておきました。また、農区と連絡を密にとっておくよう、言っておきました。

議長

ありがとうございました。

次に、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号（P10～P11）を説明する。

[農地法第4条の規定による届出の専決について]

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、2月10日から3月9日の間に受け付けたもの、7件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。

お目通しをお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

・・・。

特にないようですので、確認といたします。

次に、報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号（P12～P15）を説明する。

[農地法第5条の規定による届出の専決について]

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、2月10日から3月9日の間に受け付けたもの27件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。

少し時間を取りまして、お目通しをお願いします。

それでは、何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、報告第3号について確認することによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、確認といたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第4号（P16～P18）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が8件、使用貸借契約の解約の通知が9件ございました。利用権に該当するものは9件で、うち、農地中間管理事業に該当するものは4件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、いずれも「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

・・・。

各委員

特になくようですね。

次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第5号（P19）を説明する。
〔畠地転換届について〕

畠地転換届について、この度は、3件の届出が出ております。

1番です。

余部区上余部の田1,431m²のうち196m²につきまして、勝原区下太田の[REDACTED]より「一部を地上げし果樹を植栽し経営多角化を図る」との届出です。現況は「田」となっております。

2番です。

飾磨区今在家五丁目の田549m²につきまして、飾磨区今在家の[REDACTED]より「周囲が宅地化し、水稻耕作が困難となったため」との届出です。現況は「田」となっております。

3番です。

飾東町塩崎の田175m²につきまして、飾東町塩崎の[REDACTED]より「水利の便が悪く、水稻耕作に適さないため」との届出です。現況は「田」となっております。

いずれの案件も、中南部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長

有り難うございます。

なにか、ご意見、ご質問等ございませんか。

・・・。

各委員

ないようですね。それでは、報告第5号について、承認とさせていただきま

議長

す。

次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第6号（P20～P21）を説明する。

〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、2月において9件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長

報告、有り難うございます。ご確認をお願いします。

それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

（午後3時終了）

議事録署名委員

(議長)

岸本英夫

(署名委員)

萩原和好

(署名委員)

高濱宏章
